

令和3年度 会員対象各種助成制度概略

(一社) 高知県トラック協会

1. 安全装置等導入促進助成制度

安全装置等の導入促進助成制度。

(対象期間：令和3年4月1日～令和4年2月末の間に導入、支払い完了)

区 分	助成額(千円)	条件	限度
後方視野確認支援装置	3/4 上限 25	—	10台/社
側方視野確認支援装置	3/4 上限 25	総重量 7.5t 以上	10台/社
I T 点呼機器	20	Gマーク保有事業者	保有車両 30%
アルコールインターロック	20	—	保有車両 30%
側方衝突警報装置	1/2 上限 30	国の助成対象機種 車両総重量 3.5t 超	保有車両 30%
血圧計	3/4 上限 100	中小企業事業者に限る 買取(一括・割賦)に限る	1台/社
タイヤ空気圧等監視システム 10輪以上	3/4 上限 120	—	保有車両 30%
タイヤ空気圧等監視システム 10輪未満	3/4 上限 70	—	保有車両 30%

2. 国土交通省認定取得機構等関連事業助成制度

国土交通省の認定取得機構等（自動車事故対策機構など）の行なう運輸安全マネジメント講習会・運行管理者一般講習・適性診断（一般・初任・適齢）受診助成制度。

助成の額	運輸安全マネジメント等	5,200 円
	適正診断活用講座	2,700 円
	運行管理者一般講習	3,200 円
	適性診断（一般）	2,400 円
	（初任）	4,800 円
	（適齢）	4,800 円
	出張診断取扱手数料	300 円

※ 申込は直接、国土交通省の認定取得機構等へお願いいたします。

(対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月11日)

(限度：保有車両数×1.2名まで)

3. 運転記録証明取得助成制度

自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書(1名670円)の取得助成制度。(限度：保有車両数×1.2名まで)

(助成対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月11日)

4. ドライバー等安全教育訓練促進助成制度

安全意識向上及び運転技能向上等を目的とした訓練の実施を促進するため、総合的な安全運転研修施設にドライバー又は安全運転管理者を派遣し、指定された訓練・研修コース（2泊3日・1泊2日）受講促進制度。

区 分	助成内容	限度
特別研修（2泊3日コース）	受講料の全額	2名／社
一般研修（1泊2日コース）	交通費実費額（別途定める）	

国等と全ト協の補助金は重複して申請できません。

（対象期間：令和3年4月1日～令和4年2月末の間に受講、支払い完了）

5. SASスクリーニング検査受診助成制度

睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策として、指定検査機関で簡易スクリーニング検査受診助成制度（助成額：@5,000円／名、上限：保有車両数×1.2名まで）

- ・高知鏡川病院 TEL 088-833-4328 FAX 088-833-4030
- ・NPO 法人睡眠健康研究所 TEL 03-5355-9941 FAX 03-5355-9956
- ・NPO 法人大阪ヘルスケアネットワーク普及推進機構 TEL 06-6965-3666 FAX 06-6965-5261

（助成対象：令和3年4月1日～12月末の間に事前申込を済ませ、令和4年2月末の間に診察、支払い完了）

6. 環境対応車等導入促進助成制度

環境保全対策を推進するため、低公害車等導入助成制度。

※国の助成は別途定め有り。

●ハイブリッド

区 分	助成額(千円)	限度
2tクラス	147	1台／社
4tクラス	435	
25tクラス	500	

（助成対象：令和3年4月1日～令和4年1月28日間に受付を済ませ、令和4年2月末までに登録、支払完了が可能な車両）

※ハイブリッド車は低公害車導入促進助成交付申請書別途あり、詳細は協会まで。

7. ドライブレコーダー機器等導入促進助成制度

事故防止、安全運行等に資する「ドライブレコーダー」の導入助成制度。

助成額(千円)
1/2 上限10

補助対象は車載端末の購入価格の1/2で上限1万円とする。

（助成対象：令和3年4月1日～令和4年2月末の間に導入、支払い完了）

8. アイドリングストップ支援機器導入助成制度

会員事業所のドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能なことが認められる車載用冷暖房機器の導入助成制度。

区 分	助成額(千円)	限度
エアヒータ	3/4 上限 1 0 0	保有車両 30%
車載バッテリー式冷房装置		

国等と全ト協の補助金は重複して申請できません。

(助成対象：令和3年4月1日～令和4年2月末の間に導入、支払い完了)

9. ISO14001・グリーン経営認証取得促進助成制度

環境問題に配慮した経営を促進するため、「ISO14001」「グリーン経営」の認証取得促進助成制度。補助額：取得時に5万円、更新時に2.5万円。

(助成対象：令和3年4月1日～令和4年2月末の間に取得/更新されたもの)

10. 中小企業大学校受講促進助成制度

経営者・管理者が中小企業大学校の経営戦略講座など指定の講座を受講促進助成制度。補助額：受講料の2/3（限度：1名/社 中小企業者に限る）

(助成対象：令和3年4月1日～令和4年2月末の間に受講、支払い完了)

11. 自家用給油施設設置助成制度

燃料高騰対策として軽油給油施設の新設、タンクの代替え及び増設に対する助成制度。 ※公募期間（令和3年8月2日～11月1日）

区 分	助成額(千円)		限度
軽油給油施設の新設	1, 0 0 0	公募期間内に予算額を超過した場合 は助成額を減額する場合がある	1回/社
軽油専用タンの代替・増設	3 0 0		

(助成対象：令和3年4月1日～令和4年2月末までに完成検査証明証の交付を受け、支払完了したもの)

12. 県外研修費補助制度

経営者・管理者が県外での運送事業等に関する視察研修及び講座の受講費補助制度。補助額：費用（受講料・交通費等）補助として、島内1万円・島外3万円を限度。他の助成制度との併用は認められません。（限度：1名/社）

(助成対象：令和3年4月1日～令和4年2月末の間に受講、支払い完了)

13. 経営診断助成制度

経営改善に取り組む会員事業者が、経営実態の把握と課題を抽出するために必要な総合的経営診断を実施する場合の助成制度。

ステップ1：診断費用の1/2で8万円（Gマーク取得事業者は10万円）

ステップ2：2万円（Gマーク取得事業者は3万円）

※診断士の出張費用は含まない。

※実施期間（令和3年5月1日～令和4年2月末までに実施、支払い完了）

14. 近代化基金融資利子補給制度

2015年4月1日以降に近代化基金融資制度を利用し、会員事業者が商工中金に支払う利息の補助制度。

支払い利息の1/2（対象期間：融資日から完済日まで）

※但し、融資実行年度3月中に融資を受けた場合は、1回目の利息について補助を行えませんのでご注意ください。

15. 信用保証料の1/2助成制度

融資に対し高知県信用保証協会より保証を受けた場合、その保証についての助成制度。

通常：保証料の1/2（100,000円限度）

（対象期間：令和3年4月1日～令和4年2月末の間で融資実行分）

セーフティネット：保証料の1/2（200,000円限度）

（対象期間：令和3年4月1日～令和4年2月末の間で融資実行分）

16. 労務管理対策相談助成制度

会員の労務管理問題への円滑な対応を促進するため、労務問題専門家を派遣する制度。

（助成対象：令和3年4月1日～令和4年2月末までの間に労務相談を受けたもの）

17. AT車両導入促進助成制度

少子高齢化時代における若年層の労働力確保及び育成・定着対策の推進に努める車両導入助成制度。

区 分	助成額(千円)	限度
車両総重量3.5t以上7.5t未満	30	5台/社
車両総重量7.5t以上11t未満	50	

（助成対象：令和3年4月1日～令和4年2月末までに登録・支払完了車両）

18. インターンシップ導入促進支援助成制度

少子高齢化時代における若年層の労働力確保の促進を図るため、学生による職場体験（インターンシップ）の受入れ実施に対する助成制度。

※全日本トラック協会HPトップページ>インターンシップ受入事業者への登録が必要となります。

受入期間	助成額(千円)	備考
3日間	90	受入期間は同一学生に対する受入期間であり、 受入人数にかかわらず左記の助成額とする。 助成対象は中小企業者に限る。
4日間	110	
5日間以上	130	

（助成対象：令和3年4月1日～令和4年2月末までに完了）

19. 働きやすい職場認証制度取得促進支援助成制度

少子高齢化時代における労働力確保及び定着維持を図るための取得促進助成制度。

区 分	助成額(千円)
本社	30
本社外	3

(助成対象：令和4年2月末までに支払い登録完了)

20. 資格等取得促進助成制度

少子/高齢化時代における労働力確保を図るために必要な資格取得費用の助成制度。

区 分	助成額(千円)	
	Gマーク取得事業者	Gマーク未取得事業者
大型免許	3/4 上限300	1/2 上限200
中型免許 (限定解除含む)	3/4 上限140	1/2 上限100
牽引免許	3/4 上限120	1/2 上限100
準中型免許 (限定解除含む)	3/4 上限100	3/4 上限100
フォークリフト運転技能修了証	10 (11H講習除く)	

(助成対象：指定自動車教習所等で、令和3年4月1日～令和4年2月末の間に取得、支払完了した者。但し採用前の取得者は、採用内定通知書の交付があり90日以内に入社した者に限る。また、高卒新規採用者は、在学中(R3.4.1以前)に入校した場合でも採用内定通知の交付を受けた者は対象とする。)

※90日とは、免許取得日から健康保険被保険者証の資格取得日の間とする。

※Gマーク取得事業者とは、令和4年3月1日現在での取得事業者とする。

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、準中型免許を取得した場合は、助成対象となる場合がございますので、詳細につきましては、県ト協までお問合わせください。

21. 近代化基金融資利子補給助成制度

物流施設の整備、車両購入等の設備資金について、県ト協による商工中金推薦融資により融資を受けた場合の利子補給の補助制度。(融資総枠5.9億円)

詳細につきましては、トラック情報4月号をご参照下さい。

融資限度額	利子補給率	償還期間
2,000万円	年0.3%	5年以内

(募集期間：令和3年4月1日～令和4年1月末)

(補足説明)

1. 各種助成の対象は、県内の会員事業所に所属されている方、モノ等とする。
2. 各種助成対象経費には、消費税及び取付手数料は含みません。
3. 各種助成金申請書の提出期限は、助成対象期間の最終日とします。
4. 国の助成制度を利用する場合は、機種や承認を受けた後に登録など別途要件がありますので HP 等で確認下さい。
5. 各助成制度については、要綱等により導入・利用要件、申請受付期限及び実績報告(請求書)の提出期限などが定められていますので御注意願います。
6. 上記の助成制度のうち、全ト協と協調助成となっている制度については、全ト協の予算措置額が終了した場合には、終了もしくは、助成額が減額されることとなります。
7. 各助成制度については、県ト協予算に達した場合は中止・減額される場合があります。
8. 県ト協が定める事項に違反、もしくは、虚偽その他不正な手段により助成金を受け取った場合、または、法人並びに役員が、高知県暴力団排除条例第2条1号2号3号5号及び第19条に抵触した場合は、助成金の全部もしくは一部返還を命じ、その他の助成事業全てについても、原則として当分の間は、受付けを行いません。